



6保予第989号
令和6年6月13日

(一社) 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

令和6年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修
検討会における委員の推薦について(依頼)

初夏の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より精神保健福祉行政の推進につきまして、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市ではかかりつけ医等と精神科医のより一層の連携及び地域ネットワークの構築を目指して標記研修会を開催しております。

今年度におきましても、研修会を継続して実施したいと考えております。

つきましては、今年度の取り組みの主旨を御理解いただき、貴会から内科医1名を御推薦くださいますようお願いいたします。

御多用中、誠に恐れ入りますが令和6年6月28日(金)までに別紙推薦書の御提出をお願いいたします。

連絡先 久留米市保健所保健予防課
精神保健チーム 石井、上野
〒830-0022 久留米市城南町 15-5
TEL 0942-30-9728
FAX 0942-30-9833

推 薦 書

令和6年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修

検討会委員として、下記の者を推薦します。

	医療機関名 医師名	医療機関住所	電話番号
内科医			

令和6年 月 日

久留米市長 原口 新五 あて

(一社) 小郡三井医師会 会長 島田 昇二郎 印

久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修実施要綱

(目的)

第1条 内科等のかかりつけ医と精神科等の専門医が連携し、うつ病等の早期発見・早期治療のみならず、医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を推進することを目的として、かかりつけ医・精神科医連携研修（以下「研修」という。）を実施する。

(対象者)

第2条 研修の対象者は、原則として次条に定める団体に所属する医師とする。

(実施主体)

第3条 研修は、次に掲げる団体による共同主催により実施する。

- (1) 一般社団法人久留米医師会
- (2) 一般社団法人浮羽医師会
- (3) 一般社団法人小郡三井医師会
- (4) 一般社団法人大川三潞医師会
- (5) 久留米市
- (6) その他、市長が必要と認める団体

(研修内容)

第4条 この研修は、次に掲げる内容を実施する。

- (1) 研修の内容は、うつ病等の基礎知識、連携及び実践についての講義とする。
- (2) 研修の講師は、医師会又は大学等に所属する者であり、うつ病等に関して優れた知識と経験を有する者とする。

(検討会)

第5条 研修を開催するにあたり、第4条の企画立案等を行うため、かかりつけ医・精神科医連携研修検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - (1) 研修の内容に関すること。
 - (2) 研修の講師に関すること。
 - (3) その他、かかりつけ医・精神科医連携研修に関して必要と認める事項。
- 3 検討会は、かかりつけ医・精神科医連携研修検討会委員（以下「委員」という。）及びかかりつけ医・精神科医連携研修検討会アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）、その他市長が必要と認める者で構成する。
- 4 委員は、第3条の(1)～(4)に掲げる団体から推薦された者をあてる。
- 5 アドバイザーは、次に掲げる団体から推薦された者をあてる。
 - (1) 一般社団法人福岡県精神科病院協会
 - (2) 久留米大学病院
- 6 委員の任期は1年間とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任することができる。

(事務)

第6条 研修及び検討会に係る事務は、久留米市健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研修の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修検討会構成団体

区 分	所属等
医師会	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人浮羽医師会
	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人大川三潯医師会
アドバイザー	一般社団法人福岡県精神科病院協会
	久留米大学
久留米市	久留米市保健所